

意見書案第 11 号

視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成 23 年 12 月 16 日提出

提出者議員	伊 澤 幸 信
賛成者議員	篠 原 藤 雄
〃	堀 孝 行
〃	宮 下 透
〃	安 田 昌 幸
〃	古 石 英 仁
〃	牧 田 滋 昌
〃	酒 井 和 子
〃	上 田 久 司

視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ 放送を求める意見書

障がい者の平等な暮らしと社会参加の推進は、我が国において社会と地域の大きな課題となっている。情報の8割以上が視覚情報である現代社会において、視覚障がい者が安心して生活するためには、情報格差をこれ以上広げない対策が求められる。

F M放送とテレビのアナログ放送はともにV H F帯の電波を使うため、多くの視覚障がい者が、値段が安く1台で両方聴けるF Mラジオでテレビを楽しんできた。

しかし、本年7月、地上波テレビはデジタル放送へと完全移行（被災3県を除く）したことにより、テレビの音声をF Mラジオから聴くことができなくなってしまった。

多機能化に伴って、テレビの操作はこれまでより複雑になっているが、リモコンなどの操作情報の音声化の開発などはメーカー任せでなかなか進んでいない。また、テレビ情報の平等な入手に欠かせない解説放送を増やす具体的な施策もない上、F Mラジオによるテレビ放送受信の道も絶たれてしまい、このままでは視覚障がい者からテレビが遠ざけられてしまう。

「平成18年身体障害児・者実態調査結果」によれば、情報の入手方法の第1位がテレビ（一般放送）であり、視覚障がい者の66%を占めている。テレビは欠かせないメディアであり、災害時においてもテレビ情報は視覚障がい者にとっても不可欠である。

また、F Mラジオで聴くことができるテレビ放送は、視覚障がい者だけでなく、テレビが見られない中で作業を行うさまざまな職種の方々にもニーズがあり、こういった方々にとっても欠かせないものである。

よって、国においては、下記事項を連々かに実施するよう強く求める。

記

- 1 携帯用ラジオに、テレビの地上デジタル放送の受信機能を付加し、従来どおりテレビ放送が聴けるようにすること。
- 2 受信機や録画機のリモコンのすべての機能が、音声ガイドを手がかりに操作できるテレビの開発を推進する施策を講じるなど、視覚障がい者の使いやすさを最大限考慮すること。
- 3 解説放送、ニュースなどのテロップ・字幕の読み上げを大幅に増やし、テレビ放送における情報バリアをなくすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月 日

岩見沢市議会

提 出 先

内閣総理大臣

総 務 大 臣

厚生労働大臣